

「柔道整復師の保険（健保・共済・国保・生保・日本スポーツ振興センター・後期高齢）施術料金表」

令和8年7月1日から適用（単位：円）

初検料	1,560
初検時相談支援料	100
往療料	2,300

再検料(2回まで)	420
施術情報提供料	1,000
金属副子等加算	1,000

柔道整復運動後療料	320
定額の場合の料金	1,200
明細書発行加算	発行の都度 10

骨折	整復料	後療料	拘縮後療料
1 鎖骨	5,500	850	1,090
2 肋骨	5,500		
3 上腕骨	11,800		
4 前腕骨	11,800		
5 大腿骨	11,800		
6 下腿骨	11,800		
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	5,500		

不全骨折	固定料	後療料	拘縮後療料
1 鎖骨、胸骨、肋骨	4,100	720	960
2 骨盤	9,500		
3 上腕骨、前腕骨	7,300		
4 大腿骨	9,500		
5 下腿骨	7,300		
6 膝蓋骨	7,300		
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	3,900		

脱臼	整復料	後療料
1 顎関節	2,600	720
2 肩関節	8,200	
3 肘関節	3,900	
4 股関節	9,300	
5 膝関節	3,900	
6 手関節、足関節、指(手・足)関節	3,900	

打撲・捻挫・挫傷	施療料	後療料
打撲	770	550
捻挫	770	550
挫傷	770	550

冷罨法	80
温罨法	80
電療料	46

後療料等早見表

回数	後療料			罨法料		電療料	骨折拘縮後療料	不全骨折拘縮後療料
	骨折	不全骨折脱臼	打撲捻挫挫傷	冷	温			
1	850	720	550	80	80	46	1,090	960
2	1,700	1,440	1,100	160	160	92	2,180	1,920
3	2,550	2,160	1,650	240	240	138	3,270	2,880
4	3,400	2,880	2,200	320	320	184	4,360	3,840
5	4,250	3,600	2,750	400	400	230	5,450	4,800
6	5,100	4,320	3,300	480	480	276	6,540	5,760
7	5,950	5,040	3,850	560	560	322	7,630	6,720
8	6,800	5,760	4,400		640	368	8,720	7,680
9	7,650	6,480	4,950		720	414	9,810	8,640
10	8,500	7,200	5,500		800	460	10,900	9,600
11	9,350	7,920	6,050		880	506	11,990	10,560
12	10,200	8,640	6,600		960	552	13,080	11,520
13	11,050	9,360	7,150		1,040	598	14,170	12,480
14	11,900	10,080	7,700		1,120	644	15,260	13,440
15	12,750	10,800	8,250		1,200	690	16,350	14,400
16	13,600	11,520	8,800		1,280	736	17,440	15,360
17	14,450	12,240	9,350		1,360	782	18,530	16,320
18	15,300	12,960	9,900		1,440	828	19,620	17,280
19	16,150	13,680	10,450		1,520	874	20,710	18,240
20	17,000	14,400	11,000		1,600	920	21,800	19,200
21	17,850	15,120	11,550		1,680	966	22,890	20,160
22	18,700	15,840	12,100		1,760	1,012	23,980	21,120
23	19,550	16,560	12,650		1,840	1,058	25,070	22,080
24	20,400	17,280	13,200		1,920	1,104	26,160	23,040
25	21,250	18,000	13,750		2,000	1,150	27,250	24,000
26	22,100	18,720	14,300		2,080	1,196	28,340	24,960
27	22,950	19,440	14,850		2,160	1,242	29,430	25,920
28	23,800	20,160	15,400		2,240	1,288	30,520	26,880
29	24,650	20,880	15,950		2,320	1,334	31,610	27,840
30	25,500	21,600	16,500		2,400	1,380	32,700	28,800

回数	1	2	3	4	5
金属副子等	1,000	2,000	3,000		
柔道整復運動後療料	320	640	960	1,280	1,600

「柔道整復師の保険（健保・共済・国保・生保・日本スポーツ振興センター・後期高齢）施術料金表」

令和8年7月1日から適用

1. 初検料は、患者の負傷が治癒し、又は患者が任意に施術を中止した後、3月内に同一の施術所において施術（当初とは異なる負傷又は部位に対するものを含む）を行った場合は算定できない。また、いわゆる無傷で初検料のみ算定した後、3月以内に同一の施術所で施術を行った場合も算定できない。
 2. 初検料への加算
 - (1) 施術時間外の加算(午前6時～8時、午後6時～10時（土曜は午後0時～10時）・・・・・・ 540円
 - (2) 休日の加算(日曜、祝日、12/29～1/3)・・・・・・ 1,560円
 - (3) 深夜の加算(午後10時～午前6時)・・・・・・ 3,120円
 - (4) いずれも施術所が表示する又は臨時の施術時間内である場合及び緊急やむを得ない理由以外の場合には算定できない。また、(1)～(3)の重複算定はできない。
 - (5) 患者の負傷の治癒又は施術の中止の翌日から起算して1月を経過した日以降の施術として再検料を算定する場合には、休日、深夜又は時間外加算を算定できる。その場合、施術時間及び休日、深夜又は時間外に施術に至った経緯を「摘要」欄に記載すること。
 3. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細かく説明し、その旨を施術録に記載した場合に算定。なお、同月内は1回のみ算定可。
 4. 往療料の算定方法
 - (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
 - (2) 夜間（後療往療では算定不可）、難路、暴風雨雪の加算・・・・・・ 100/100
 - (3) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
 - (4) 同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合は、原則として別々に算定できない。
 5. 再検料は、初検料を算定する初検の日後初回及び2回目の後療の日まで算定できる。1で示した初検料が算定できない場合において、負傷の治癒又は施術の中止の翌日から起算して1月を経過した日以降の施術については、連続する2回まで再検料が算定できる。
 6. 金属副子等の算定方法（3部位以上の場合の減額対象とはならない。）
 - (1) 整復料及び固定料への加算
 - ① 金属副子等とは、金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子をいう。
 - ② 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に使用した場合、整復料又は固定料に1,000円を加算。
 - (2) 後療料への加算
 - ① 金属副子等を交換した場合は、2回まで後療料に1,000円を加算。
 - ② 交換が必要となった理由を施術録に記載すること。
 - (3) いずれの加算も金属副子等の数と大きさに関わらず算定。
 7. 柔道整復運動後療料の算定方法（3部位以上の場合の減額対象とはならない。）
 - (1) 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に算定。
 - (2) 待機期間は負傷日から15日間で、1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度として算定。
 - (3) 負傷日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回まで算定。
 - (4) 負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月の算定はできない。
 - (5) 1日における各種運動の部位数及び回数に関わらず算定。
 - (6) いわゆるストレッチングの場合には、算定できない。
 8. 温罫法及び電療料の算定できない期間
 - (1) 骨折又は不全骨折・・・・・・受傷の日から起算して7日間
 - (2) 脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫・・・・・・受傷の日から起算して5日間
 9. 冷罫法加算
 - (1) 骨折又は不全骨折・・・・・・受傷の日から起算して7日間に限る
 - (2) 脱臼・・・・・・受傷の日から起算して5日間に限る
 - (3) 打撲又は捻挫・・・・・・受傷の日又はその翌日の初検の日に限る
 10. 2部位目の多部位減額は捻挫及び打撲、3部位目については骨折、不全骨折、脱臼、捻挫及び打撲の全てが対象となり、後療料、温罫法料、冷罫法料及び電療料について2部位目は所定料金の100分の80、3部位目は所定料金の100分の60、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
 11. 長期施術の場合、初検日を含む月から起算して5か月を超える月における施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)については、後療料、温罫法料、冷罫法料及び電療料について所定料金(前記10.により算定されたものを含む。)の100分の75に相当する額を算定。
ただし、初検日を含む月から当該施術を行う月の前月までの間のうち連続する5か月以上の期間において1月10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を行っていた場合は、連続する5か月の翌月以降に行う施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)については、後療料、温罫法料、冷罫法料及び電療料について、所定料金(備考3.により算定されたものを含む。)の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金100分の50相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
 12. 長期・多部位の施術に係る定額料金として、初検日を含む月から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を行った場合は、前記10.及び11.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生(支)局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罫法料、冷罫法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
 13. 施術情報提供料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後、保険医療機関に対して施術の状況を示す文書(算定基準の実施上の留意事項の別紙様式2)を添えて患者の紹介を行った場合に算定。
 14. 明細書発行加算については、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所が明細書発行義務の対象となる。なお、明細書発行加算の算定に当たっては、届出は要しないこと。
 - (1) 患者から一部負担金を受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付すること。
 - (2) 明細書は患者から一部負担金等の支払いを受けるごとに発行することが原則であること。ただし、患者の求めに応じ1か月単位で発行することも差し支えない。
 - (3) 明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所が明細書を無償交付し、明細書発行加算を算定するときは、明細書発行加算を算定する月の前月末までにその旨を施設所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。
- [注] 施術所の窓口においては、患者の一部負担額の10円未満を四捨五入して領収する。
 [注] 拘縮後療料は、骨折、不全骨折とも、医師から後療を依頼され、かつ関節拘縮が2関節以上に及ぶ場合に算定。
 [注] 関節骨折及び脱臼骨折は、骨折の部に準じる。
 [注] 脱臼に不全骨折を伴った場合の算定は、脱臼の部に準じる。
 [注] 不全脱臼の算定は、捻挫の部に準じる。